

入札参加に当たっての注意事項

1 積算内訳書の提出について

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が一部改正され、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

このことから、入札に付する全ての工事（各課発注の入札に付する工事を含む。）について、平成27年4月1日から、積算内訳書の提出を求めることとします。

なお、入札において、積算内訳書の提出が無い場合は、その入札は無効となりますので、御注意ください。

2 求める実績金額の見直しについて

平成27年4月1日公表分から、求める施工実績金額は消費税及び地方消費税を除いた金額に見直しており、しゅん工日が令和元年10月1日以降の施工実績を提出する場合、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類の提出が必要であり、当該書類の提出がない場合、実績調査に記載の契約金額に110分の100を乗じて得た金額（1円未満の端数金額は四捨五入）を施工実績金額とすることとします。

このことに伴い、実績調書の様式も変更していますので、御注意ください。

3 建築物に係る最低制限価格率の算定方法について

高松市の最低制限価格率算定方法における、建築物に係る直接工事費等について、国及び香川県等における運用を踏まえ、次のとおり取り扱うこととします。

（1）建築物に係る工事（（2）に該当する工事を除くものをいう。）について

直接工事費の額は、「直接工事費」から「現場管理費相当額」を減じた額とする。また、現場管理費の額は、「現場管理費」に「現場管理費相当額」を加えた額とする。

「現場管理費相当額」は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

（2）昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事について

直接工事費の額は、「直接工事費」から「現場管理費相当額」を減じた額とする。また、現場管理費の額は、「現場管理費」に「現場管理費相当額」を加えた額とする。

「現場管理費相当額」は、直接工事費に10分の2を乗じた額とする。

なお、1及び3につきましては、契約監理課ホームページの「平成27年度工事契約制度の見直しについて」に掲載しておりますので、御確認ください。

○契約監理課ホームページ

URL (https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)